「諸外国における戦後の憲法改正【第 3 版】」は、新版が、
「諸外国における戦後の憲法改正【第 4 版】」（調査と情報―ISSUE BRIEF― 824）
として、2014 年 4 月 24 日に刊行されています。

ＩＳＳＵＥ　ＢＲＩＥＦ

諸外国における戦後の憲法改正【第３版】

国立国会図書館　ISSUE BRIEF　NUMBER 687(2010. 8. 3.)

Ⅰ　アメリカ
Ⅱ　カナダ
Ⅲ　フランス
Ⅳ　ドイツ
Ⅴ　イタリア
Ⅵ　オーストラリア
Ⅶ　中国
Ⅷ　韓国

1945 年の第二次世界大戦終結から 2010 年 7 月に至るまで、アメリカは 6 回、カナダは 1867 年憲法が 16 回、1982 年憲法が 2 回、フランスは 27 回（1958 年の新憲法制定を含む）、ドイツは 57 回、イタリアは 15 回、オーストラリアは 3 回、中国は 9 回（1975 年、1978 年及び 1982 年の新憲法制定を含む）、韓国は 9 回（1960 年、1962 年、1972 年、1980 年及び 1987 年の新憲法制定を含む）の憲法改正をそれぞれ行った。

本稿は、これら 8 か国の憲法について、戦後の改正の概要について論じ、改正年月日、改正条項を一覧表形式でまとめたものである。

政治議会課憲法室

（山岡（やまおか） 規雄（のりお）・北村（きたむら） 貴（たかし））

調査と情報

第６８７号

本稿では、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オーストラリア、中国、韓国の 8 か国における、第二次世界大戦後（1945 年から 2010 年 7 月まで）の憲法改正（新憲法の制定を含む。）を紹介する。なお、各国の憲法改正をまとめた表に関して、制定年月日中の下線は、各国の現行憲法であることを示す。また、改正日付が同一であっても、各々別個の改正案で改正されている場合は、別個の改正として扱い、欄を改めて記してある。

Ⅰ　アメリカ

1787 年 9 月 17 日に制定されたアメリカ合衆国憲法は、1945 年以降に 6 回修正されている[1]。いずれも「連邦議会の両院の 3 分の 2 の賛成による修正の発議」と「全州の 4 分の 3 の州議会の賛成」という憲法第 5 条の規定に則った修正である[2]。これら 6 回の修正のうち、4 回の修正が統治機構に関するものであり、残る 2 回の修正は選挙権に関する修正である。すなわち、統治機構及びそれにかかわる人権に関する修正に限られていることが、戦後のアメリカ憲法の修正の特徴の一つとして挙げられよう。

また、1945 年以降の 6 回という修正回数に関して、修正案の提出そのものは 1787 年の合衆国憲法制定から現在に至るまで 11,000 件以上ある[3]。しかし、それらの多くは連邦議会における委員会段階で廃案とされ、連邦議会の発議要件を満たすものは非常に少ない。

さらに、連邦議会によって発議されたものの、州議会によって批准されていない修正案が過去に 6 件ある。これら 6 件の修正案は、「現在も修正過程が進行中の修正案」と、「期限切れで廃案となった修正案」とに区分できる。「議会修正条項（1789 年発議）」、「貴族称号修正条項（1810 年発議）」、「コーウィン修正条項[4]（1861 年発議）」、「児童労働修正条項（1924 年発議）」の 4 件の修正案は「修正の成立までの期限」が定められていない。従って、これら 4 件の修正案は、現在も修正過程が法的に進行中であり、今後州議会（又は州の憲法会議）の賛成要件を満たせば修正が成立する可能性が残されている。これに対して、「男女平等修正条項（1972 年発議）」、「コロンビア特別区投票権修正条項（1978 年発議）」の 2 件の修正案は、いずれも修正の成立までの期限が定められており、一定期間内に「全州の 4 分の 3 の州議会の賛成」を満たすことができず、期限切れで廃案となっている。

---

1 アメリカ合州国憲法の改正は、改正ではなく「修正」と称されているため、本稿においても修正と記す。

2 アメリカ合衆国憲法の修正手続に関して、修正の発議は「連邦議会の両院の 3 分の 2 の賛成による修正の発議」と「3 分の 2 の州議会が発議し、連邦議会が招集する憲法会議による提案」という 2 種類の方法がある。また、承認も、「全州の 4 分の 3 の州議会の賛成」と「全州の 4 分の 3 の州の憲法会議の賛成」という 2 種類の方法がある。しかし、「3 分の 2 の州議会が発議し、連邦議会が招集する憲法会議による提案」はこれまでに一度も行われたことはない。また、「全州の 4 分の 3 の州の憲法会議の賛成」という方法で修正案が承認された事例は、1933 年の修正 21 条のみである。

3 John R. Vile, *Encyclopedia of Constitutional Amendments, Proposed Amendments, and Amending Issues, 1789-2002*, 2nd ed., Santa Barbara：ABC CLIO, p.232.

4 コーウィン修正条項とは、「合衆国憲法の修正によって、各州の奴隷制度に干渉する」ことを禁じた修正条項の案を指す。しかし、1865 年に奴隷制を禁止する修正案が発議され、同年に州議会の批准を経て成立した（修正 13 条）ため、修正過程が法的に進行中といってもあくまでも形式的な話であると言えよう。

表 1　アメリカにおける戦後の憲法修正

制定年月日	改正年月日	内　　容
1787.9.17		アメリカ合衆国憲法
	1951.2.27	第 22 修正－大統領の三選禁止
	1961.3.29	第 23 修正－コロンビア特別区市民への大統領選投票権付与
	1964.1.23	第 24 修正－連邦選挙における人頭税撤廃
	1967.2.23	第 25 修正－大統領職の継承及び代行
	1971.7.5	第 26 修正－選挙権年齢の満 18 歳への引下げ
	1992.5.19	第 27 修正－連邦議員の任期途中の歳費引上げの禁止

（出典）Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Country of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成

Ⅱ　カナダ

カナダ憲法とは、単一の憲法典ではなく、1982 年カナダ法、1982 年憲法法別表第三欄に掲げられた法令及びこれらの改正、さらにコモンローや慣習によって構成されている。これらのカナダ憲法を構成する法令のうち、本稿では 1867 年憲法法と 1982 年憲法法の明文改正[5]に限定して取り扱う。

1867 年憲法法は、1982 年までは英領北アメリカ法という名称であった。英領北アメリカ法は、植民地であるカナダの代表者と英国がカナダの憲法として起草したものであるが、あくまでも英国議会によって制定された法律であったため、改正権はカナダではなく英国議会にあった。1949 年 12 月 16 日の英領北アメリカ法改正によって、大部分の改正権はカナダに移管されたものの、1982 年までに行われた改正のうち、カナダによる改正は、1952 年 6 月 18 日、1965 年 6 月 2 日、1974 年 12 月 20 日、1975 年 3 月 13 日、1975 年 6 月 19 日の 5 件のみであり、その他はすべて英国議会による改正であった。その後、1982 年 3 月 29 日に英国議会が 1982 年カナダ法を制定し、憲法制定権及び完全な改正権がカナダに移管された。同時に 1982 年憲法法が制定され、英領北アメリカ法は 1867 年憲法法に名称が変更された。

なお、1982 年憲法法制定後も 1867 年憲法法は効力を有しており、1867 年憲法法は 1982 年憲法法制定後も 4 回改正されている。1982 年以降の改正は、改正権が完全にカナダに移管された後の改正であるため、いずれも英国議会ではなくカナダによる改正である。戦後に行われた 16 回の改正のうち、7 回の改正が「議員の議席」に関する改正であり、6 回の改正が連邦国家においてよく見られる「連邦と州との関係」に関する改正であるという点が、1867 年憲法法の改正の特徴として挙げられる。

[5] 1867 年憲法法及び 1982 年憲法法は、他の憲法を構成する要素が変更されることで、明文改正が行われなくとも実質的に内容が改正される場合があるが、本稿ではそのような改正は省略した。また、明文改正の手続については、1982 年憲法法第 5 章で規定される。具体的には、（1）一般的憲法改正手続（改正要件：①連邦上院及び同下院の承認、②3 分の 2 以上の州議会の承認、かつ③承認した州の人口が全州の 50%以上）のほかに、(2) 全員一致手続（改正要件：①連邦上院、②同下院、かつ③すべての州議会の承認）、(3) 特定の州に関する手続（改正要件：①連邦上院、②同下院、かつ③特定の州の州議会の承認）、（4）連邦議会のみの手続（改正要件：①連邦上院、かつ②同下院の可決）、(5) 州議会のみの手続（改正要件：特定の州の州議会の可決）などの複数の改正手続が存在している。憲法改正の内容により、いずれの手続によるかが決定される。詳細は、齋藤憲司「カナダ」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情』(調査資料 2001-1)，2001，pp.150-152 を参照されたい。

また、1982 年憲法法はこれまで 2 回改正されている。1984 年 7 月 11 日の改正で先住民の権利が拡充され、1993 年 4 月 7 日の改正でニュー・ブランズウィック州内での英語共同体とフランス語共同体の同等の地位と権利が確認された。いずれも多文化主義問題に関する人権規定の改正であるという点が 1982 年憲法法の改正の特徴である。

表 2　カナダにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内　　容
1867.3.29		1867 年憲法法（旧称 1867 年英領北アメリカ法）
	1946.7.26	§51－下院議席数の変更
	1949.3.23	§5，§21，§22－ニューファンドランドの連邦加盟
	1949.12.16	§91－英国への要請なしで憲法改正可能な事項を追加
	1950.5.23	§118（削除）－州に対する交付金の廃止
	1951.5.31	§94A（追加）－老齢年金に関する立法権限の州から連邦への移管
	1952.6.18	§51－下院議席数の変更
	1960.12.20	§99－上級裁判所裁判官の任期変更
	1964.7.31	§94A－年金に関する連邦議会の権限の拡大
	1965.6.2	§29－上院議員の定年制の導入
	1974.12.20	§51－下院議席における州代表議員数の調整
	1975.3.13	§51－下院における準州代表議員数の調整
	1975.6.19	§21，§22，§28－上院議席数の変更、準州選出議員の追加、定数の上限の変更
	1982.3.29	§1－名称の変更、§20，§91，§92（削除）－1982 年憲法法の規定が代替、§92A（追加）－再生不可能な天然資源、森林資源及び電力に関する州の立法権限
	1986.3.4	§37，§51－下院における州代表議員数の調整
	1997.12.22	§93A－ケベックの適用除外
	1998.6.11	§21，§28，§51－上院議席数及び定数の上限の変更
1982.3.29		1982 年憲法法
	1984.7.11	§25，§35，§35･1（追加），第 4･1 章＝§37･1（追加），§54･1（追加），§61（追加）－先住民の権利
	1993.4.7	§16･1（追加）－ニュー・ブランズウィック州内の英語共同体とフランス語共同体の同等の地位・権利

（出典）Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Country of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成

Ⅲ　フランス

戦後のフランスにおいては、「第四共和国憲法」と「第五共和国憲法」が制定された。これらのうち、第五共和国憲法が現行のフランス憲法であるが、第五共和国憲法前文によって、第四共和国憲法の前文で規定された人権、さらには 1789 年のフランス人権宣言の人権規定が現在でも効力を有する旨が規定されている。

第四共和国憲法は 1946 年 10 月 27 日に制定され、1954 年 12 月 7 日と 1958 年 6 月 3 日の 2 回の改正を経験している。しかし、1958 年の改正は「改正規定である第 90 条の適用を暫定的に排除する」ための改正であり、同年 10 月には、政府が新憲法草案を作り国民投票に付した結果、第五共和制憲法が制定された。従って、実質的な

内容に関する第四共和国憲法の改正は 1954 年の改正のみであると言えよう。この 1954 年の改正では、戒厳令規定の追加のほか、議会と内閣に関する幾つかの条文が改正されている。

一方、1958 年 10 月 4 日に制定された現行の第五共和国憲法は、現在までに 24 回改正されている[6]。第五共和国憲法に人権規定はほとんど存在しないため、24 回の改正の大部分が必然的に統治機構に関する憲法改正となっている。特に、直近 2008 年 7 月 23 日の改正は、50 以上の条項が改正された第五共和国憲法史における最大の改正であり、「国会の行政監視機能の明示化」、「国会の決議の導入」、「国会の委員会の機能強化」、「会派の権利の明示」などに関する改正によってフランス第五共和国の統治機構の在り方が大きく変更され、「大統領の強力な権限」と「議会の権限の制限」というド・ゴール以来の伝統的な統治機構の在り方から、議会の役割を重視する統治機構へと変革されたのである。

こうした統治機構に関する憲法改正に加えて、「植民地や海外の領土に関係する条文の改正」、さらには、マーストリヒト条約、アムステルダム条約、リスボン条約の計 3 回の欧州連合に関する条約批准のための改正や国際刑事裁判所創設のための改正に代表される「欧州連合や他の国際機関に対して主権を一部移譲するための改正」が多いことも、フランス第五共和国憲法改正の特徴である。

表 3　フランスにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内　　容
1946.10.27		第四共和国憲法
	1954.12.7	§7－戒厳令の規定の追加、§9－議会の会期の延長、§11－議院の理事部の選挙方法の変更、§12－臨時会の会期規定の追加、§14，§20－共和国参事院の法案審査権の拡大、§22－国会議員の起訴・逮捕の制限緩和、§45，§49，§50－内閣の信任・不信任手続の変更、§52－解散の場合の内閣の職務継続の保障の追加
	1958.6.3	憲法改正委任法（§90 の改正）
1958.10.4		第五共和国憲法
	1960.6.4	§85，§86－フランス共同体加盟国の独立
	1962.11.6	§6，§7－大統領の直接選挙制
	1963.12.30	§28－議会の会期の変更
	1974.10.9	§61－憲法院への提訴権者の拡大
	1976.6.18	§7－大統領選挙期間中の事故への対応
	1992.6.25	§2－公用語の憲法規定化、§54－憲法院への提訴権者の拡大（続く）

（次頁へ続く）

[6] フランス第五共和国憲法の改正は、①「憲法第 89 条による改正」と②「憲法第 11 条による改正」とに大別できる。①に関して、発議権は首相の提案を受けた大統領及び国会議員に競合して属しており、発議された改正案は、両議院によって同一の文言で可決された後に、国民投票で承認されて確定される。ただし、政府提出の改正案に関して、大統領が両院合同会議に付託し、有効投票の 5 分の 3 の特別多数で可決された場合、国民投票にはかけられることなく改正が確定される。一方、②に関しては、憲法第 11 条は、大統領による法律案の国民投票への付託の権限を定めている。この「法律案」には憲法改正法案も含まれると解釈することで、第 11 条による憲法改正が可能となる。実際に、1962 年 11 月 6 日の改正は第 11 条による改正である。

制定年月日	改正年月日	内　　容
1958.10.4 （続き）	1992.6.25 （続き）	（続き）§74－海外領土の地位及び特別組織の規定のための手続に関する法律への授権、14 章＝§88 の 1～4（追加）－マーストリヒト条約批准のための改正
	1993.7.27	§65，10 章＝§68 の 1～2 （追加），§93（追加）－閣僚の職務上の罪に対する裁判手続の簡素化、司法権の独立強化
	1993.11.25	§53 の 1（追加）－経済難民の規制
	1995.8.4	§11－国民投票の対象事項の拡大、§12，§28，§48，§49，§51－議会の会期の延長、§26－議員の不逮捕特権の制限、§1（削除），§2（1 項）を§1 に，§5，§68 の 3（追加），§70，§76（削除），§88，13 章＝§77～87（削除），17 章＝§90～93（削除）－フランス共同体及び経過規定の廃止
	1996.2.22	§34，§39，§47 の 1（追加）－社会保障財政法律の新設
	1998.7.20	13 章＝§76～77（追加）－ニュー・カレドニアの地位規定の復活
	1999.1.25	§88 の 2，§88 の 4－アムステルダム条約批准のための改正
	1999.7.8	§3，§4－男女平等の促進
	1999.7.8	§53 の 2（追加）－国際刑事裁判所創設の承認
	2000.10.2	§6－大統領の任期短縮
	2003.3.25	§88 の 2－欧州逮捕状に関する法律への授権
	2003.3.28	§1，§13，§34，§37 の 1（追加），§39，§72，§72 の 1～4（追加），§73，§74，§74 の 1（追加）－地方分権改革、§7－大統領選の第二回投票の期日規定の変更、§60－憲法院が監視する国民投票の種別の明確化
	2005.3.1	§60，§88 の 1，§88 の 5－EU 憲法条約のための改正 *EU 憲法条約の発効に伴い、第 15 章が全面改正されることになっていたが、EU 憲法条約は国民投票で批准が拒否された。
	2005.3.1	前文，§34 条－2004 年の環境憲章に伴う改正
	2007.2.23	§77－ニュー・カレドニアの有権者の定義規定の採用
	2007.2.23	§67，§68－大統領免責と大統領罷免決議に関する詳細化
	2007.2.23	§66 の 1（追加）－死刑の禁止
	2008.2.4	§88 の 1，第 15 章－リスボン条約批准のための改正
	2008.7.23	§1，§3－男女の平等な社会参画の対象となる職種の拡大、§4－多元主義及び政党・政治団体の公平な参加の保障、§6－大統領の連続三選禁止、§11－法案の国民投票付託の拡大、§13－大統領の任命への国会委員会の関与、§16－非常事態に関する憲法院の審査、§17－集団恩赦の禁止、§18－大統領の声明の創設、§24－国会の行政監視機能の明確化、国会議員の定数上限の設定、下院での在外フランス人代表の保障、§25－国会議員の補充議員の範囲拡大、下院選挙区画定等の独立委員会の創設、§34－法律事項の追加、§34 の 1（追加）－国会決議の導入、§35－外国への軍事介入規定の創設、§38－オルドナンスの承認方法の厳格化、§39－法律案の提出要件の厳格化、§41－議長による議員提出法律案の不受理制度の創設、§42－法律案の国会審議の充実、§43－常任委員会の強化、§44－法律案の修正権の抑制、§45－法案修正案の提出先の明確化、両院合同委員会の開催要件緩和、議長の合同委員会開催要求権、§46－組織法律の国会審議の充実、§47，§47 の 1－会計検査院の規定の削除（移動）、§47 の 2（追加）－会計検査院の機能強化、§48－議事日程規定の変更（続く）

（次頁へ続く）

制定年月日	改正年月日	内　　容
1958.10.4 （続き）	2008.7.23 （続き）	（続き）§49－政府の責任をかける法律案の制限、§50 の 1（追加）－政府の声明の創設、§51 の 1（追加）－会派の権利等の明示、§51 の 2－国会調査委員会の創設、§56－憲法院裁判官の任命に関する国会の関与強化、§61，§61 の 1（追加），§62－憲法院の合憲性審査機能の強化、§65－司法官職高等評議会の民主化、§69，§70，§71－経済・社会・環境評議会の創設、§71 の 1（追加）－権利擁護官の設置、§72 の 3－海外地方公共団体の追加等、73－海外県及び海外州での調整措置に関する手続変更、§74－1－海外地方公共団体等の特別組織で適用される規定の拡張適用、§75 の 1（追加）－地域語規定の創設、§87（追加）－フランス語圏規定の創設、§88 の 4－欧州連合に関する決議及び欧州問題委員会の創設、§88 の 5－EU・EC への他国の加盟条約批准手続に関する選択肢拡張、§88 の 6－EU 司法裁判所への提訴要件の明確化、§89－法律案の国会審議の充実 *§88 の 4，§88 の 5，§88 の 6 の改正はリスボン条約が発効した 2009 年 12 月 1 日以降に発効。

（出典）Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Country of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成

Ⅳ　ドイツ

現在のドイツにおいては、「ドイツ連邦共和国基本法」が憲法の役割を果たしている。1949 年、東西分裂時代の西ドイツにおいてドイツ連邦共和国基本法が制定された際、「憲法(Verfassung)」ではなく、あくまでも暫定的な「基本法(Grundgesetz)」であることが意識されていたのである。もっとも、こうした暫定性にもかかわらず、基本法は西ドイツにおける事実上の憲法として適用されてきた[7]。

西ドイツ時代だけでも基本法は 35 回改正されている。単一の条文のみの基本法改正から複数の条文にわたる基本法改正まで多様であるが、特に、1956 年 3 月 19 日に行われた「再軍備のための改正」、1968 年 6 月 24 日に行われた「緊急事態条項の追加のための改正」、1969 年 5 月 12 日に行われた「予算・財政改革のための改正」は、当時の西ドイツにおける政治の大きな転換点となっており、西ドイツ時代の代表的な基本法改正の例として挙げられよう。

また、1990 年のドイツ再統一は、基本法第 146 条の規定「ドイツ国民の自由な決断による憲法の制定」に基づく再統一ではなく、基本法第 23 条の規定に基づく「東ドイツの西ドイツへの加入」という手段で実現された。従って、前述の第 146 条を含む幾つかの条文が再統一のために改正されたものの、旧西ドイツの基本法がそのまま統一ドイツの基本法として効力を有することとなった。1990 年の統一から現在に至るまで、基本法は 12 回改正されている。代表的な基本法改正として、1990 年 9 月 23 日の東西ドイツ再統一による改正のほかに、1994 年 10 月 27 日の改正、2006 年 8 月 28 日の改正、及び直近の改正である 2009 年 7 月 29 日の改正が挙げられよう。

[7] 一方、東ドイツ（ドイツ民主共和国）においては、1949 年と 1968 年に「ドイツ民主共和国憲法」（どちらも同名）が制定された。どちらも改正を経験しているが、本稿では省略した。

なお、西ドイツ時代の改正も含めた 57 回という改正回数は、本稿でまとめた 8 か国の中で最多であり、平均すると約 1 年に 1 回の割合で基本法を改正していることになる[8]。わが国では法律レベルで規定されている内容も基本法で規定している点や連邦と州との権限を頻繁に見直していることなどが原因となって、数多く改正されているのである。こうした改正回数の多さも、戦後のドイツにおける基本法改正の特徴である。

表 4　ドイツにおける戦後の基本法改正

制定年月日	改正年月日	内　　容
1949.5.23		ドイツ連邦共和国基本法
	1951.8.30	§143（削除）－内乱罪
	1952.8.14	§120a（追加）－占領費等支出の連邦及び州の負担調整
	1953.4.20	§107－競合的立法に服する租税の配分決定期限の変更
	1954.3.26	§73，§79，§142a（追加）－連邦の専属的立法事項への防衛義務等の追加、防衛関連条約の合憲性の承認
	1954.12.25	§107－競合的立法に服する租税の配分決定期限の変更
	1955.12.23	§106，§107－連邦と州の間の租税収入配分の変更、州間財政調整規定の追加
	1956.3.19	§1，§12，§17a（追加），§36，§45a（追加），§45b（追加），§49，§59a（追加），§60，§65a（追加），§87a（追加），§87b（追加），§96，§96a（追加），§137，§143（追加）－再軍備のための改正
	1956.12.24	§106－対物税収入を市町村の帰属へと変更
	1957.10.22	§135a（追加）－一定の公的債務の履行の限定
	1959.12.23	§74，§87c（追加）－競合的立法事項への核エネルギーの追加
	1961.2.6	§87d（追加）－航空運輸行政
	1961.3.6	§96，§96a－連邦懲戒裁判所、連邦服務裁判所、軍刑事裁判所に関する規定の整理
	1965.6.16	§74－競合的立法事項への戦傷者及び戦争遺族の援護等、戦死者等の墓地の追加
	1965.7.30	§120－連邦及び州による占領費等支出の分担規定の変更
	1967.6.8	§109－全経済的均衡に関する規定の追加
	1968.6.18	§92，§95，§96（削除），§96a（§96 に），§99－連邦最高裁判所の合同部の設置
	1968.6.24	§9，§10～§12，§12a（追加），§19，§20，§35，4a 章＝§53a（追加），§59a（削除），§65a，§73，§80a（追加），§87a，§91，10a 章＝§115a～l（追加），§142a，§143（削除）－緊急事態条項の追加
	1968.11.15	§76，§77－政府提出法案に対する連邦参議院の態度表明のための期間等の変更
	1969.1.29	§93，§94－連邦憲法裁判所の管轄事項及び憲法異議の手続に関する規定の追加
	1969.5.12	§109，§110，§112～§115－予算改革のための改正
	1969.5.12	§91a（追加），§91b（追加），§104a（追加），§105～§108，§115c，§115k－財政改革のための改正
	1969.5.12	§74，§75－競合的立法権及び連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更、§96－懲戒裁判に関する規定の変更

（次頁へ続く）

[8] 基本法改正に関して、第 79 条は「連邦議会の 3 分の 2 以上の同意」かつ「連邦参議院の 3 分の 2 以上の同意」という要件を定めている。なお、国民投票は必要とされていない。

制定年月日	改正年月日	内　　容
1949.5.23 （続き）	1969.7.17	§76－連邦参議院提出法案の送付期限の追加
	1969.7.28	§120－連邦及び州による占領費等支出の分担の変更
	1969.8.19	§29－連邦領域の新編成における住民投票規定の変更
	1969.8.26	§96－州裁判所による連邦裁判権の行使の追加
	1970.7.31	§38－選挙権年齢・被選挙権年齢の引下げ、§91a－連邦と州の共同任務の追加
	1971.3.18	§74a（追加），§75，§98－競合的立法権及び連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更
	1971.3.18	§74－競合的立法事項への動物保護の追加
	1972.4.12	§74－競合的立法事項への環境保護の追加
	1972.7.28	§35，§73，§74，§87－災害時の連邦と州の協力の追加
	1975.7.15	§45c－請願委員会の設置
	1976.8.23	§29－連邦領域の新編成の手続の変更、§39－連邦議会選挙の時期の変更、§45（削除）－連邦議会の常任委員会、§45a－外務・国防委員会の会期の変更、§49（削除）－2つの会期の間の委員の権利
	1976.8.23	§74－競合的立法事項への爆発物規制の追加
	1983.12.21	§21－政党の資産公開義務の追加
	1990.9.23	前文，§23（削除），§51，§135a，§143（追加），§146（統一条約§4による改正）－東西ドイツ再統一のための改正
	1992.7.14	§87d－航空交通行政の州への委託
	1992.12.21	§23（追加），§24，§28，§45（追加），§50，§52，§88，§115e－マーストリヒト条約批准のための改正
	1993.6.28	§16，§16a（追加），§18－庇護権規定の充実
	1993.12.20	§73，§74，§80，§87，§87e（追加），§106a（追加），§143a（追加）－連邦鉄道の民営化
	1994.8.30	§73，§80，§87，§87f（追加），§143b（追加）－郵政事業の民営化
	1994.10.27	§3－男女同権の促進規定の追加、§20a（追加）－環境保護、§28－地方自治体の財政上の自己責任の追加、§29－連邦領域の新編成の手続、§72－競合的立法権への国家賠償追加、§74－競合的立法事項の変更、§74－競合的立法事項の変更、§75－連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更、§76，§77－連邦参議院による態度表明期間の延長等立法手続の変更、§80－連邦参議院による法規命令発令の提案等の変更、§87－州の領域を越える社会保険の運営に関する規定の追加、§93－連邦憲法裁判所の管轄権の変更、§118a（追加）－ベルリンとブランデンブルクの再編、§125a（追加）－従前の連邦法の効力
	1995.11.3	§106－連邦と州への租税収入の配分方法の変更
	1997.10.20	§28，§106－市町村による売上税収入の取得の追加
	1998.3.26	§13－盗聴捜査拡大のための改正
	1998.7.16	§39－議会期の変更
	2000.11.29	§16－国際法廷へのドイツ人の引渡し禁止の例外規定の追加
	2000.12.19	§12a－女性志願兵の武器使用任務の任意化
	2001.11.26	§108－徴税に関する中級官庁設置の任意化
	2002.7.26	§20a－動物保護の追加
	2002.7.26	§96－州裁判所による国際法違反の犯罪に対する裁判権の行使に関する規定の追加

（次頁へ続く）

制定年月日	改正年月日	内　　容
1949.5.23 （続き）	2006.8.28	§22－連邦の首都の憲法上の明文化、§23－教育・文化等に関する対 EU の権限の州への委譲、§33－公務に関する法の原則の変更、§52－EU に関する事務の決定方法の変更、§72－競合的分野における連邦の立法権の範囲の変更、§73－連邦の専属的立法事項、§74－競合的立法事項への連邦の国籍の追加、§74a，§75（削除）、§84－連邦法執行に関する州独自規律の施行の変更、§85－連邦法執行の市町村等に対する委任禁止規定の追加、§87c－核エネルギーに関する州への委任行政の要件の追加、§91a－共同任務の対象の変更、連邦による大綱的規定の廃止、§91b－教育・研究に関する共同任務に関する規定の変更、§93－連邦法の必要性に関する連邦憲法裁判所の権限の追加、§98－州裁判官の法的地位の変更、104a－州の支出負担に関する原則の変更、§104b（追加）－州に対する連邦の財政援助、§105－州の土地取得税に関する税率規定権限の追加、§107－財政調整における不動産取得税の取扱いの変更、§109－財政秩序の維持義務のための負担の追加、§125a、§125b（追加）、125c（追加）、143c（追加）－第 52 次基本法改正に伴う改正
	2008.10.8	§23－欧州連合司法裁判所への提訴権の範囲の変更、§45－連邦議会の欧州連合条約上の権利の委員会への委任に関する規定の追加、§93－連邦議会議員による連邦憲法裁判所への提訴の要件緩和 *リスボン条約が発効した 2009 年 12 月 1 日以降に発効。
	2009.3.19	§106，§106b（追加）－自動車税の連邦への移管、§107－連邦と州との財政調整規定の変更、§108－連邦税務官庁の管理対象の変更
	2009.7.17	§45d（追加）－連邦の秘密・情報機関の統制のための委員会
	2009.7.29	§87d－航空行政の EU 法による規律に関する規定の追加
	2009.7.29	§91c（追加）－共同任務の対象への情報技術制度追加、§91d（追加）－共同任務の対象への行政の遂行能力の比較調査追加、§104b－緊急事態における連邦の州に対する財政援助の追加、§109－財政均衡の原則に関する規定の変更、§109a（追加）－財政の安定評議会、§115－連邦の信用調達の基準の変更、§143d（追加）－経過規定の改正

（注）上記の表は、既に公布された 57 回の基本法改正をまとめたものである。加えて、58 回目の基本法改正（§91e（追加）－共同任務の対象への求職者に対する基本的な保障の追加） が連邦議会及び連邦参議院においてそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得て確定しているが、2010 年 7 月 20 日時点で公布されていないため、表には加えていない。

（出典）Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Country of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成

V　イタリア

敗戦の翌年の 1946 年 6 月 2 日、政体決定の国民投票が行われ、王制から共和制への転換が選択された。また、政体決定の国民投票と同日に行われた選挙で選出された制憲会議によって、1947 年 12 月 22 日新憲法が採択された。これがイタリアの現行

憲法である「イタリア共和国憲法」[9]である。

イタリア共和国憲法は、各党派を比例的に代表する制憲議会の委員が共同作業によって草案を作成したという制定経緯がある。こうした制定経緯は、憲法的妥協として批判されることがあるものの、一方で、戦後のイタリアにおける憲法の安定性に寄与してきたという側面も否定できない。もっとも、憲法の安定性は、イタリアにおいて憲法改正が行われてこなかったことを意味するのではない。イタリア共和国憲法は、現在に至るまでの間に、15 回の改正を経験している[10]。これらの改正の特徴は二点挙げられる。第一に、統治制度に関する憲法改正が多いという点である。第二に、2001 年 10 月 18 日に行われた地方分権改革のための比較的広範な改正を除けば、基本的に小規模な改正であることが多いという点である。

ただし、小規模な改正が多いイタリアにおいても、1990 年代以降、統治制度を中心とした抜本的な憲法の見直しの議論が発生した。憲法改正のための両院合同委員会の設置などがなされたが、大規模な憲法改正はこれまでいずれも失敗に終わっている。

表 5　イタリアにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内　　容
1947.12.27		イタリア共和国憲法
	1963.2.9	§56，§57，§60－両院の構成及び上院の任期の変更
	1963.12.27	§57，§131－モリーゼ州の新設
	1967.11.22	§135，経過規定§7－憲法裁判所裁判官の任期の短縮
	1989.1.16	§96，§134，§135－大臣の弾劾裁判制度の廃止、大臣による犯罪の裁判の管轄の変更
	1991.11.4	§88－大統領が解散権を行使できる期間の条件の緩和
	1992.3.6	§79－大赦及び減刑の法律事項への変更
	1993.10.29	§68－議員の不訴追特権の一部廃止
	1999.11.22	§121～123，§126－州知事の原則公選制などの地方自治改革
	1999.11.23	§111－公正な裁判の原則
	2000.1.17	§48－在外投票の導入
	2001.1.23	§56，§57－在外選挙区設定
	2001.10.18	§114，§115（削除），§116～119，§123，§124（削除），§125，§127，§128～130（削除），§132－地方分権改革のための改正
	2002.10.23	経過規定§13－旧王家の子孫の選挙権・公職就任権の承認、男系子孫の入国の承認
	2003.5.30	§51－男女平等の促進
	2007.10.2	§27－死刑禁止の例外規定の削除

（出典）Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Country of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成

[9] 共和制への移行の結果、旧王家であるサヴォイア家の権利は憲法によって大幅に制限されたが、2002 年 10 月 23 日の憲法改正によって、制限が撤廃された。

[10] イタリア共和国憲法改正に関して、第 138 条は、「3 か月以上の間隔を置いた連続する 2 回の審議における各議院の可決」を憲法改正の要件としている（なお、2 回目の表決は、各議院の過半数という特別多数が要求される）。ただし、国会によるこの手続の後に、一議院の議員の 5 分の 1、50 万人の有権者又は 5 つの州議会の要求がある場合は、憲法改正は国民投票に付され、有効投票の過半数が承認しない限り改正は成立しない。国会の各議院の 2 回目の表決で、3 分の 2 の特別多数で憲法改正が可決された場合は、国民投票は行われない。

Ⅵ　オーストラリア

1900 年 7 月 9 日に制定されたオーストラリア憲法は、1945 年以降に 3 回改正されている。1946 年 12 月 19 日の改正で議会の立法権限へ社会保障が追加され、1967 年 8 月 10 日の改正で議会の立法権限へ先住民政策が追加され、同時に人口算定の例外規定が削除された。さらに、1977 年 7 月 29 日の改正で上院の欠員補充、裁判官の定年規定、特別地域の憲法改正投票権に関する変更が行われた。

オーストラリア憲法は本稿で取り上げた 8 か国の中で、戦後の憲法改正の回数、改正された条文数ともに最も少ない。この点は、オーストラリアの憲法改正要件の厳しさに起因している。オーストラリアの憲法改正には、「総督による提案」と「憲法改正国民投票（レファレンダム）での可決」という 2 つの要件が必要とされるが、後者の「憲法改正国民投票での可決」を満たすことはかなり難しい。実際、1945 年以降に総督によって発議され、憲法改正国民投票に付された憲法改正案は 25 件ある。すなわち 9 割近くの憲法改正案は国民投票で否決されている。オーストラリアにおける憲法改正国民投票の可決要件は、「連邦全体の総投票数の過半数」という一般的な過半数の要件を満たすだけでなく、加えて「過半数の州における過半数の賛成」という要件も同時に求められており、いわば「二重の過半数」が要求されている。否決された 22 個の憲法改正案のうち、4 件の改正案は「連邦全体の総投票数の過半数」という要件は満たしたものの、「過半数の州における過半数の賛成」という要件を満たせずに否決されている。

こうした憲法改正国民投票の可決要件の厳しさに起因する憲法改正案の否決率の高さは、オーストラリアの憲法改正の特徴として取り上げることができよう。

表 6　オーストラリアにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内　　容
1900.7.9		オーストラリア連邦憲法
	1946.12.19	§51－議会の立法権限への各種社会保障追加
	1967.8.10	§51－議会の立法権限への先住民政策の追加、§127（削除）－人口算定の例外
	1977.7.29	§15－上院の欠員補充、§72－裁判官の定年に関する規定の追加、§128－特別地域の憲法改正投票権の追加

（出典）Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Country of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成

Ⅶ　中国

1949 年の中華人民共和国成立以降、中国では 4 つの憲法が制定されている[11]。中華人民共和国の成立直後は、中国人民政治協商会議の共同綱領が実質的に憲法の役割を果たしていた。その後、1954 年 9 月 20 日に中華人民共和国初の憲法である 1954 年憲法が制定された。しかし、1954 年憲法は一度も改正されることなく、1975 年 1 月

[11] いずれも「中華人民共和国憲法」という名称であるが、本稿では「1954 年憲法」「1975 年憲法」など制定年の年号に基づいて表記する。

19 日に毛沢東思想の主導の下で 1975 年憲法が制定された。1975 年憲法の特色として、国家主席の廃止、共産党の指導的地位の強化等が挙げられる。

この 1975 年憲法も改正を経験することなく、1978 年 3 月 5 日に 1978 年憲法が新たに制定された。1978 年憲法では、「四つの現代化」の国家目標化が掲げられ、また、全国人民代表大会（全人代）の権限が復活した。1978 年憲法は 2 度改正されている。1979 年 7 月 1 日の改正は、中華人民共和国における新憲法の制定ではない初めての憲法改正であり、主に地方制度改革を目的とする改正であった。また、翌年の 1980 年 9 月 1 日には、言論の自由の一部を制限するための憲法改正が行われた。

その後、1982 年 12 月 4 日に全人代常務委員会の職権拡大や国家主席の復活等を定めた 1982 年憲法が制定された。この 1982 年憲法が中国における現行憲法となっている。1982 年憲法は、1988 年 4 月 12 日、1993 年 3 月 29 日、1999 年 3 月 15 日、2004 年 3 月 14 日の計 4 回改正されている[12]。これら 1982 年憲法の改正の特徴としては、いずれも「市場経済」・「民主化」・「法治国家」といった西欧先進国の憲法の内容に倣った改正であるという点が指摘できる。

表 7　中国における戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内　　容
1954.9.20		1954 年憲法
1975.1.19		1975 年憲法
1978.3.5		1978 年憲法
	1979.7.1	2 章 3 節の標題，§34，§35，§36，§37，§38，§42，§43－地方制度改革
	1980.9.10	§45－言論の自由の一部制限
1982.12.4		1982 年憲法
	1988.4.12	§10－土地使用権の譲渡の許可、§11－市営経済の認知
	1993.3.29	前文－社会主義初級段階論等の追加、§7－所有と経営の分離、§8－人民公社の廃止、§15－社会主義市場経済の原則の明記、§16－所有と経営の分離、§17－集団経済組織の幹部の権限・責任強化、§42－所有と経営の分離、§98－県等の人民代表大会の任期の延長
	1999.3.15	前文－鄧小平理論の追加、§5（追加）－社会主義法治国家の建設、§6－多種の所有制経済の認知、§8－農村の集団経済組織の経営の柔軟化、§11－非公有制経済の積極的認知、§28－反革命罪の国家安全危害罪への改称
	2004.3.14	前文－「中国的特色のある社会主義の道」「『三つの代表』の重要思想」、「物質文明、政治文明、精神文明の調和のとれた発展の推進」の追加、愛国統一戦線の構成者の追加、§10－土地の徴収と補償、§11－個人経営及び私営経済を包括する概念としての非公有制経済の追加、§13－私有財産の徴用・徴収と補償、§14－社会保障制度の建立（続く）

（次頁へ続く）

[12] 1982 年憲法改正に関して、第 62 条第 1 項で全人代が憲法改正の職権を有するとした上で、第 64 条で「全人代常務委員会又は全人代代表の 5 分の 1 以上による提議」かつ「全人代の全代表の 3 分の 2 以上の賛成」という要件が課されている。なお、実際には、これまでの憲法改正はいずれも中国共産党中央委員会の憲法改正の建議を受けた後に、全人代における手続を経て成立した改正である。

制定年月日	改正年月日	内　　容
1982.12.4 （続き）	2004.3.14 （続き）	（続き）§33－人権の尊重及び保障、§59－特別行政区による全国人民代表大会の代表選出、§67，§80，§89－緊急事態条項の導入、§81－主席による国事活動に関する規定の追加、§98－地方の人民代表大会の任期の延長、第 4 章の標題の変更、§136－国歌に関する規定の追加

（出典）Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Country of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成

Ⅷ　韓国

日本の植民地支配からの解放、南北分断を経て、韓国で第二次世界大戦後初の憲法「第一共和国憲法」が制定されたのは 1948 年 7 月 17 日のことである。第一共和国憲法は、1952 年 7 月 7 日の第一次改正、1954 年 11 月 29 日の第二次改正を経て、1960 年 6 月 15 日の第三次改正によって、本文 55 条と附則 15 条にわたり全面改正された。

第三次改正は第一共和国憲法の改正手続に従ったものであり、厳密には新憲法の制定ではないが、全面改正という実情にかんがみて、第三次改正後の憲法は「第二共和国憲法」と呼ばれる。基本的人権の保障の強化、議院内閣制への変更、憲法裁判所の設置等が第三次改正の主な特徴である。

もっとも、第二共和国憲法も、1960 年 11 月 29 日の第四次改正での附則の改正を経て、1962 年 12 月 26 日の第五次改正によって全面的に改正されることとなる。この第五次改正は、クーデターによって成立した軍事政府による憲法改正であり、第二共和国憲法によって規定された憲法改正手続による改正ではない。そのため、第五次改正後の憲法は「第三共和国憲法」と呼ばれる。大統領制及び一院制への変更、憲法裁判所廃止などが第五次改正の主な内容である。

第五次改正で成立した第三共和国憲法は、1969 年 10 月 21 日の第六次改正を経て、1972 年 12 月 27 日の第七次改正によって「第四共和国憲法」に全面的に改正される。法律の留保による基本的人権の本質的内容の制限、統一主体国民会議による大統領選出、大統領の権限強化などが第七次改正の主な内容である。

第七次改正で成立した第四共和国憲法は、1980 年 10 月 27 日の第八次改正で全面改正され、「第五共和国憲法」が成立した。統一主体国民会議の廃止、選挙人団による大統領の間接選挙、基本的人権の不可侵の強調等が第八次改正の主な特徴である。

この第五共和国憲法も 1987 年 10 月 29 日の第九次改正によって全面改正され、現行憲法である「第六共和国憲法」が制定された。第九次改正では、基本的人権が拡充され、大統領の直接選挙制、国会の国政監察権及び憲法裁判所が各々復活した。また、第九次改正は韓国の憲政史において初めて与野党の妥協と国民的協議によって行われた憲法改正であり、内容だけでなく改正過程も特筆すべき点として挙げられよう[13]。

[13] 第六共和国憲法改正手続に関して、①第 128 条第 1 項で「国会議員の過半数又は大統領の発議による提案」、②第 129 条で「提案された憲法改正案の大統領による 20 日間以上の公告」、③第 130 条第 1 項で「全国会議員の 3 分の 2 以上の特別多数による議決（公告日から 60 日以内）」、かつ④同第 2 項で「国民投票における有権者の過半数の投票と投票者過半数の賛成（国会での議決から 30 日以内）」という要件が定められている。なお、大統領が憲法改正を提案する場合は、国務会議の審議を経なければならないとされている（第 89 条第 3 号）。

表 8　韓国における戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内　　容
1948.7.17		第一共和国憲法
	1952.7.7	大統領・副大統領の直接選挙、二院制の採用、国務院(内閣)に対する不信任制度の導入、国務総理（首相）任命の際の国会の承認等 ＊改正条文が多数にわたるため、改正内容については概要のみを記すこととした。以下、1954 年 11 月 29 日の改正も同様。
	1954.11.29	初代大統領に対する 3 選制限の撤廃、主権制限・領土変更に関する国民投票制の導入、憲法改正の国民発案、国務総理制の廃止、自由市場体制への転換等
1960.6.15		第二共和国憲法
	1960.11.29	附則－反民主行為処罰のための遡及処罰
1962.12.26		第三共和国憲法
	1969.10.21	§36－国会議員定数の変更、§39－国会議員の国務委員（大臣）兼職許可、§61－大統領弾劾訴追の要件強化、§69－大統領の 3 選許可
1972.12.27		第四共和国憲法
1980.10.27		第五共和国憲法
1987.10.29		第六共和国憲法

（注）第三共和国憲法及び第六共和国憲法に関しては、憲法改正であるのか、新憲法の制定であるのか、憲法学者の間で見解が分かれているが、本表では新憲法の制定として扱った。

（出典）Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Country of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成